

## 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

### 第1節 計画の位置付け

#### 第1 策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和7年7月1日現在で、1都2府27県723市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、令和7年3月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している埼玉県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、市防災会議は「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（令和7年8月 内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は南海トラフ地震臨時情報が発表される。

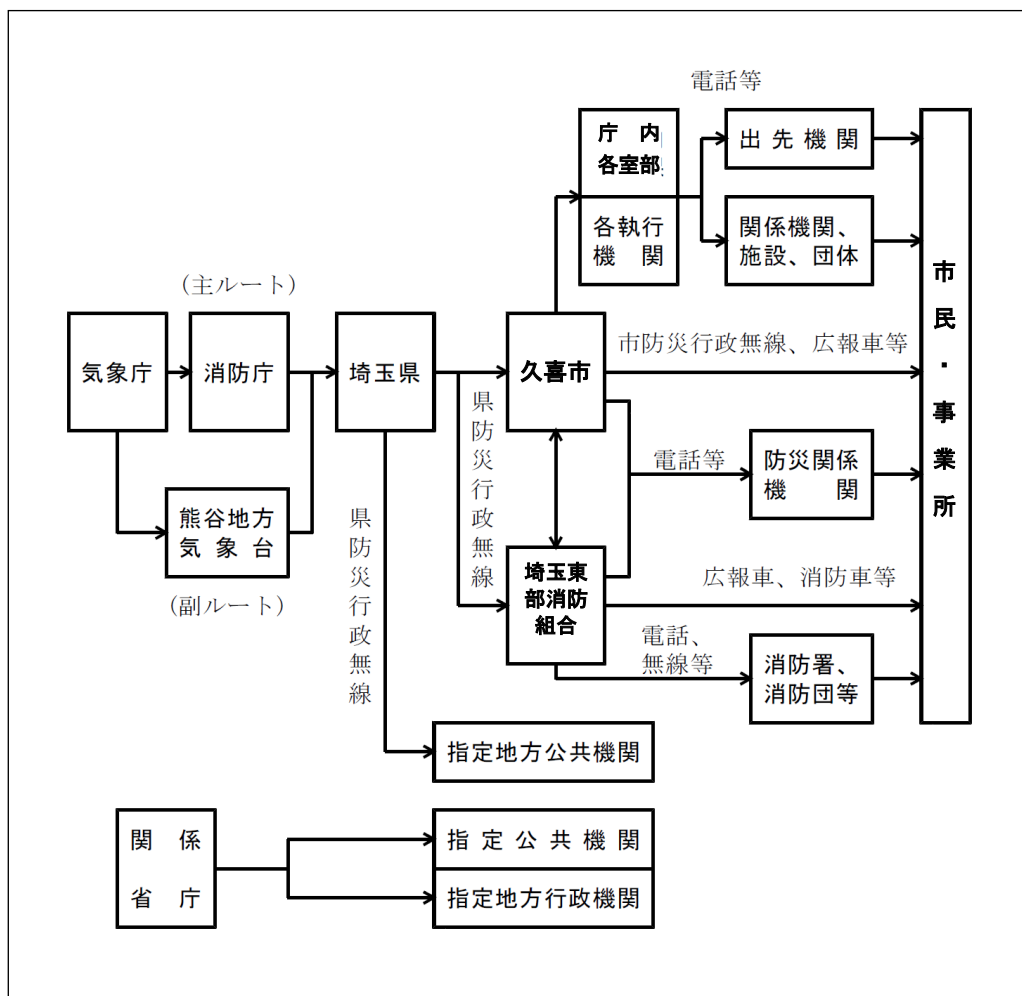
このため、臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

### 第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達【市長公室】

#### 1 伝達体制

気象庁又は埼玉県から南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、施設、団体等に伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報伝達系統図（本市関連）



## 第2 市民、企業等への呼びかけ

市及び埼玉県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

### ■市民へ呼びかける防災対応の内容

➤日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例)

家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

➤日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例)

高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

### ■企業等の防災対応

➤日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例)

安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等